

第4回大阪府福祉のまちづくり審議会 議事録

【日時】2015年9月25日（金） 10:00～12:00

【会場】日本赤十字会館 3階 301会議室

【出席委員】

足立 啓	和歌山大学システム工学部 教授
嵐谷 安雄	一般財団法人 大阪府身体障害者福祉協会 会長
泉本 徳秀	障害者（児）を守る全大阪連絡協議会 幹事
井手之上 優	社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 常務理事
大竹 浩司	公益社団法人 大阪聴力障害者協会 会長
小田 昇	関西鉄道協会 専務理事
小尾 隆一	社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会 理事兼事務局長
小泉 久二郎	国土交通省 近畿運輸局 交通環境部 消費者行政・情報課長
酒井 政夫	生活衛生同業組合 大阪興行協会 常務理事・事務局長
柴原 浩嗣	一般財団法人 大阪府人権協会 業務執行理事 兼 事務局長
城本 徹夫	一般財団法人 大阪府視覚障害者福祉協会 理事
高田 秀世	日本チェーンストア協会関西支部 事務局次長
高橋 祥治	一般社団法人 大阪府建築士事務所協会 副会長
瀧野 幹子	国土交通省 近畿地方整備局 建政部 住宅整備課長
田中 直人	島根大学大学院 総合理工学研究科 特任教授
堤 成光	大阪商工会議所 地域振興部長
土井 一憲	大阪府市長会 健康福祉部会長 四条畷市長
道井 忠男	社会福祉法人 大阪府肢体不自由者協会 常務理事 兼 事務局長
仲川 洋子	公益社団法人 関西経済連合会 総務部長
西尾 元秀	障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議 事務局長
福本 康蔵	一般社団法人 大阪銀行協会 調査部長
三星 昭宏	関西福祉科学大学 客員教授
矢野 等	一般社団法人 大阪脊髄損傷者協会 会長
山下 修	一般財団法人 大阪府老人クラブ連合会 会長
吉田 勝彦	一般社団法人 大阪外食産業協会 専務理事

第4回 大阪府福祉のまちづくり審議会

○堤部長挨拶

みなさまおはようございます。堤でございます。本日は福祉のまちづくりに関わる審議会ということで。私もですね、福祉のまちづくりということを思い起こしますと、平成5年にさかのぼる訳ですが、私当時、中川和夫という知事の秘書をしております、その知事は非常に福祉に力を入れておったということでございまして、福祉のまちづくり条例のちょうど施行のときでございましたが、福祉に対する施策の推進に絡む施設への、各施設への分も、これも私すべて随行してつぶさに福祉の現状等を見せていただくという勉強をさせていただいたその時代を思い出してですね、福祉というものがいかに行政の基本であるかということを実際に毎日目の当たりにさせていただいた所でございます。その当時の、私住宅まちづくり部長をさせていただいておりますが、当時の建築部長の松尾さんという方がいらっしゃるしまして、今も親しくお付き合いさせていただいているんですが、当時は部局としては建築部ということで府営住宅の維持管理が中心だったセクションでございましたが、その中川知事と連携してですね、まちづくりという所、しかもその福祉行政という所に大きく建築行政が踏み出していったというまさに転換期の時代を経験させていただいたというわけでございます。私がこの職に、建築部が住宅まちづくり部という名前を変えましたけれども、まちづくりという名前に部の名前が変わるというのも、そのご功績の成果かなと思っております。私がこのポストに就きましたときには直ちに当時の松尾部長にご報告を申し上げたというところでございます。そのような思いを持った福祉のまちづくりの関係ですので、今日はですね本来府議会が動いている中で時間も無い中なんです、事務局に無理を言いまして、挨拶にだけでも出席したいということでここに今出席させていただいたということでございます。僭越ですけども、ご挨拶ということでさせて頂きたいと思っております。本日お集まりの皆様方には平素から、「福祉のまちづくり」をはじめ、府政の推進に一方ならぬご協力ご尽力を賜りまして、この場をお借りをいたしまして厚く御礼を申し上げます。どうもありがとうございます。また、本日の審議会につきましては、新たに委員の皆様にご就任を賜りました皆様方におきましては初めての開催になるかと思っておりますが、継続の委員の先生方も含めると、合計29名の委員の皆様方にご就任を賜るということでございます。本当にありがとうございます。昨年12月の「福祉のまちづくり条例」の改正にあたりましては、社会情勢の変化から生じる諸課題に対応するため、審議会や検討部会におきまして、貴重な先生方からのご意見を賜りました。その結果、本府の福祉のまちづくりは、着実に歩みを進めているものと私どもも実感しております。これもひとえに、審議会委員各位先生方のご理解そしてご協力によるものと、ここに改めて厚く御礼を申し上げます。どうもありがとうございます。さて、私ども大阪府におきましては、「住みたい、住み続けたい、そして訪れたい大阪」という定住人口一千万人都市を実現するために様々な取り組みを進めておるところでございます。

高齢者や障がい者の方々をはじめ、国内外の多くの方々が大阪を訪れ、大阪のまちの魅力というものを楽しんでいただくためには、ソフト・ハードの両面におきまして「福祉のまちづくり」ということを進めていくことが、これはあくまで重要になってくるものと考えております。このような状況を踏まえ、府民の皆様には条例の内容や関連事項をよりよく深くご理解いただくため、条例ガイドライン（案）を、昨年度よりご検討いただいているところでございます。条例ガイドラインというものは、府が条例の理念や趣旨、基準等を分かりやすくお示するとともに、施設の設計や維持管理時の配慮事項等をまとめたものでございまして、府民や事業者等に理解を深めていただき、福祉のまちづくりの更なる推進ということを目的としたものでございます。作成の過程におきましては、府民、福祉のまちづくり審議会委員の皆様方、またその関係者のご参画を求めまして、幅広く皆様方のご意見をお聞きしてまいりました。作成後は、内容につきまし

ては意見交換を行う場を定期的開催し、条例化の検討等の議論につなげますとともに、新たに生じます諸課題等に対応いたしますため、追記・見直しを図っていくことをさせていただきます。本日はその検討状況をご報告をさせていただきますとともに、ガイドライン作成に向け、皆様から忌憚ないご意見、そして活発なご議論を頂戴いたしますようお願いいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございます。

○会長の選任および福祉のまちづくり条例の施行状況について（府より資料 1～資料 4 を説明）

○田中会長

はい、どうもありがとうございました。ただいま事務局からガイドラインについての説明をいただきました。ガイドラインとはなんであるとか、何のために作成するのか、あるいはどのような体制で、先ほど勉強会の話がありましたが、これまでどのように進めてきたか、それから具体的にどういう構成で考えているのかということ、これまでのマニュアルとどう違うのか、あるいは具体的な中身としまして、構成から記載内容という話。で、現時点において素案として資料のほうの 4-4 に示すように膨大なガイドラインの原稿と言いますか、案があります。これに対してさらに部会、勉強会のほうのメンバーから意見が多数寄せられていまして、それを列記したものが資料 3 にあるということだろうと思います。いずれにしても条例の内容をもう少し分かりやすく、本来目的に合った形で発展させるという大きな目標があると思います。ストレートに資料 3 のほうの意見を全部盛り込んだら素晴らしいガイドラインになるとは考えにくいんですけども、この審議会においてはこれまで進められてきた勉強会あるいは部会での作業を踏まえて聞いていただいて、多分に時間限られておりますので理解しにくいところもあろうかと思いますが、大きな方向でもっとこういったことを気をつけたほうがいいのか、これでいいのか、大きなフレームワークの中でご意見をいただければ幸いかなと。いずれにしても今後とも継続的に作業を進めて、来年まとめていくという大きなスケジュールがあらうかと思っております。これにつきましても、進め方についてもご助言、アドバイスいただければ幸いです。というわけで今から少し時間を取りまして、委員の皆様からご意見、ご質問をいただきたいなと思っておりますがいかがでしょうか。はい、西尾委員お願いします。

○委員

まずガイドラインのことなんですが、今回勉強会ということですね、うちのほうの組織からも団体からも、色々な障がいをもった方が参加することが出来ました。今の色々な法律とかもですね、やはり当事者の声を聞いて作っていくということが今の主流になっていく中で、今回こういう勉強会ということで、色々な方の参加というのをさせていただいたというのは非常に良いことだなという風に思いました。意見としても結構、前向きな意見としてまだ伝わっていないかもしれないんですけども、それだけやはりまちづくりに期待している、まだまだ使いにくいということもあるということ拾っていただくとか、聞いていただける機会を設けていただいたことはこれからも並行して継続して行っていただきたいと思っております。ひとつは今回の条例の検討部会ということでも言わせていただきます。ガイドラインのことはそうだったんですが、いわゆるこの審議会のことで、全体でやはりまちの中でこのガイドラインだけでは拾えないような課題もある。今までも部会等の中で、私の団体の方から言わせていただきました、例えば駅の無人駅のことであるとか今まで何度も出させていただいて。やはり課題としては中長期的な課題であるというような形でいただいているわけなんですけれども、無人駅だけではなくて、やはり住みよいまちということですね、やはりこれを知っていくような課題なんかに色々あると思うんです。そういう課題を、当事者のほうから拾い上げてどういう形でここに反映させていけるかというの

は色々課題もあると思いますが、少なくともこういう大阪府の審議会というやはり一番重要な会議の中で継続して検討をかけていってもらって、やはりそれをこの場で考えていく。少なくともこういう課題があるんだなっていうことを共有していただいて、より良い大阪っていうのを作っていくような形に、この審議会で、報告もちろん大切なんですけど、報告とともに課題としてはこういうのもあるんじゃないかということをしっかり拾っていくような会議にさせていただければと思います。以上です。

○田中会長

ありがとうございます。審議会としてガイドラインのみならず、もっと大きなあるべきまちづくりの方向性でありますとか。当事者参加のもと、もっと発展させるというご意見だったと思いますが。事務局から何かコメントありますか。

○事務局

はい。まず条例に対する非常に理念的なことですね。こう常には頭には置いているつもりではあるんですが、具体的な書き物にしたものが中々ということでございまして。我々のイメージの具体的にピントを合わせていくものが今まで無かったものですから、条例のガイドラインで前文みたいなところでイメージでいく。これをみなさんで常に共有しながら、当然滲み出しもあると思いますので、そこをこの審議会で皆さん方でアウトプットを、この物としては共有していただいて。まずそこから次のステップですね、議論を進めていけたらなと思っておりますので、今後ともひとつよろしく願いいたします。

○田中会長

ありがとうございます。審議会のテーマとしましては、ガイドライン以外にも大きな将来方向について、先ほど中長期という話もありましたが、それも含めてまた次回審議検討するというのも頭に踏まえて議論したいなと思います。よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

○委員

このガイドラインっていうのは従前のいわゆる設計者に対するマニュアルっていうだけではなくて、かなり一般の市民にも対象っていう形で、方向性としては非常に良いんじゃないかなという風に思います。ただちょっと1点だけ気になるのが、ガイドラインの序章のp8、9のあたりに、いわゆる利用者の特性っていうのがありまして、当然精神障がい、知的障がいの方を物理的な対応っていうのはかなり難しいんですけども新しく入ってきたと。その中でここには高齢者としか書いてないですが、認知症っていうのを必ず入れないと、これからは福祉のまちづくりにはならないんじゃないかと。認知症は明らかに病気ですよね。その扱いはともかくとして、それに付随して徘徊とか色んな問題が出てくると。そうするとまちづくりには不可欠ですよね。だからこのp8、p9のカテゴリーは、属性は厚労省のガイドラインにその視点が抜けてるということだろうと思います。ですからやはり大阪府はそれに先駆けて認知症の人々も地域の中でどう支援するか、単にその段差をなくすというそのハードの問題だけではなくて、心のほうの、いわゆるソフトの支援のほうにも関係すると思いますので。そういった視点も公表していただければなと思います。以上です。

○田中会長

はい、ありがとうございます。大変貴重なご意見いただきましたと思いますが。属性として認知症高齢者のことをもう少し加えていったらどうかというご意見だったと思います。最近、認

知症高齢者の方の行方不明者等の問題たくさん出てますし、もちろん自宅であるとか施設における問題もたくさんあるわけですが、こういったことを含めてトータルのまちづくりとしてどう捉えるか。ガイドラインでできるだけ触れるようにはしないといけないと思いますが、もう少し慎重、正確にやらないといけないかなと思います。事務局いかがですか。今のご意見いただいて。

○事務局

はい。ありがとうございます。序章-8 ページでは、まさに 8~9 にわたりまして利用者の特性ということで、備考も書かせていただいているように国交省のガイドラインから引っ張ってきているのは確かでございます、カテゴリー的には高齢者の中でもその認知症、非常にテレビやネットでも最近にぎわしているところだと思いますので、一点視点としては必要だと今改めて認識をさせていただきました。どういう書き方でどういう風にしていくのがいいのかということはどうですか、また委員各位にご意見ご助言もいただきながら視点を入れていきたいなと思いますのでまたよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

○田中会長

今の点について、高齢者介護等の担当をしてる部署から何かコメントないですか。

○高齢介護室

大阪府高齢介護室でございます。認知症高齢者の数ですね、大阪府で現在 36 万人という風に推測しておりますけれども、これからますます人数が増えていくであろうと思っております。認知症の人も住みやすいまちづくりということで、まちづくり、ハード面も大切ですがソフト面も大切であろうと。ハードとソフトが両方でサポートしていくという体制が大変大切であろうと考えておりますので、こちらのほうガイドラインにつきましても、そういった考え方を取り入れていって頂きたいという風に考えてございます。担当の部と連携を取って対応してまいりたいと思ひます。

○田中会長

はい、どうぞよろしくお願ひします。ありがとうございました。それでは、他にございますでしょうか。

○委員

あの、単純なことですが、寺社仏閣のところの記述が寺社仏閣というより観光ひとくくりになってますが、これはいつも怒られますんで気をつけてください。お寺さんうちは観光ではあることは認めますが宗教施設ですので、その視点はイコールではありませんといつも怒られます。これは観光の視点の中に寺社を入れるのではなくて、業態をちょっと書き換えるか、ちょっと工夫してください。それから細かいことですが部会委員として、もう一回こうやって改めて見ますと、~~考え方が分かりにくいということを占めている？~~点で大変、今までは切り出しでの作業だけなんで良くなってると思うんですが、ニーズ把握の具体的な方法までもうちょっと記述しないと、ここにいらっしゃる方がたはみんなレベルの高い方なんです、通常担当者の方々はほんとに初歩的なことから入るんで、少し補足が必要かなと。例えば、ワークショップを開く方法とか。ワークショップっていうのはこういうものだとか、あまり詳しくは書かないかもしれませんが。なぜそんなことを申すかと言いますと、「先生やりました」言うて民間の方なんかでも、これを見て自信を持ってニーズ把握された。視覚障がい者のこと全くチェックしてないじゃないかと、こういうの多いんですね。ですからワークショップ等で、ヒアリング等でニーズ把握する

と、こういう場合どうしてもこう落ちがちな、あるいは今話題になった知的、精神、発達さらには認知症についても、これらについては基準としては、基準っていうかガイドラインとしてはこういう記述にしておりますっていう、これ中が非常に難しいんだとか、難しいからこれ後々見てチェックしてくださいとか。ここに関しては初歩的なことももう少し解説してあげる必要があるんじゃないかなと。以上です。

○田中会長

はい、ありがとうございます。要はHOW TOなんですけれども。一般的なガイドライン、基準となるとそのとおりやればいいということで、どの程度がやったことになるのかというレベルの問題と質の問題もあるんじゃないかなと思いますので。今のご提案含めて、もう少しガイドラインの中で言うのか、どういうやり方をするのか、モデル的なものをもう少ししていくのかそれも含めて検討する課題がありそうですね。よく言われることなんですけど、例えば目の不自由な方とか耳の不自由な方とか色々おっしゃりますけれども、じゃあこれしたらいいよというガイドラインというものが一斉にカバーと言いますか、本当に役に立ってるのかとか、もっとどうしたらいいのかというところが本当に使う人の立場での生の意見が中々吸い上げられなくて、ガイドラインの今日の説明の中で冒頭ですね、見直していくと、必要に応じて見直すという動きがありますが、どういう見直し方をしていくのか、どういう風にやっていくのかという、今回の勉強会の動きもありますが、普段的に日常的にどうやって利用者の意見、声を反映していくのかと、その辺りも含めて中長期的にも考えていく必要があるんじゃないかなと思いますね。この辺り含めて今のご提案ご意見に対していかがでしょうか。

○委員

すいませんくどくて失礼なんですけど、例えばね、**担当者の方は一生懸命**になっているのは分かっているんですけど、視覚障がいと言えば、全盲の方と弱視の方とまるで違う、かなり違うんですね。だから視覚障がいの方にも対応しますというあれでも、そこはよく十分気をつけるようにとかね、ポイント点、具体的にポイント点があるわけなんです。同じように肢体不自由者の場合は「これ**確認**しました。チェックしました。」と言うて、よく聞いてみると、これ全然。例えば車いすでも電動の方は入っていないということはよくあることなんです。そういうことでちょっと補足しましたけども、ポイント。

○田中会長

そうですね、それこそスパイラルアップでやらないといけないと。今のディスカッション、議論につきまして何かご意見ございますでしょうか。もっと根本的にこういうことを忘れてはいけないとか、抜けてるんじゃないとか。いかがでしょうか。

○委員

これからの案を今日はガイドラインとして見せていただきました。私たちの意見がまあ盛り込まれているということに思います。その上で、前と比べて前進しているということは良いんですけども、少し感じるものがまちづくり、障がいを持っている人、もっていない人、それぞれが安心して自由に移動できるまちづくりというのが掲げられているんですけど、それはイコール災害に強いまちづくりでもあると思います。災害はいつ起こってもおかしくないですね。ちょっと担当が違うかもしれませんが、引き続きそういうのがあって、大阪府では障がい者向けに別の言葉で言うと、災害弱者という言葉で、そういったものが書かれてると思うんですけども、それはあくまで案というか方向性と言いますか、心構えといいますかそういったものでハ

一ド面の利用者として載っていない。もう少しこのまちづくり条例のガイドラインにもうちょっと災害時のこともお示しいただいたらいいんじゃないかと思います。先日、今地震が起こったら、津波が来たら、障がい者はどうしたらいいのか、そういうことを考えると災害に強い内容も、そういうものをガイドラインとして掲載しないとイケないんじゃないかなと思います。

○田中会長

はい、ありがとうございました。大きな問題ですね。日常的な問題、まちづくりじゃなくて、災害時とかそういった場合に、どういうそういう当事者の方を介助したらいいのか。それについてどうでしょう、ガイドラインの内容等に関係してきますが、事務局から何か。

○事務局

はい。今の災害時のということで、以前部会等でもそういう枠でいただいております。なかなかこのその基準というところにはしにくいところではあるんですが、考え方はまさに今おっしゃったようないざというときの対応が必要ではないかという視点もこれからは必要ではないかと我々も思っております。先ほど説明したガイドラインの構成の中ではですね、新たにさらなる取り組みが求められるという括りの中に、これは委員からありました観光の視点と、災害時・緊急時の備えに関するバリアフリーと、視点としては盛り込む必要があるという風にはさせていただきます。ただ書きぶりについては、こうでなければいけないというようなことは、とても我々も申し上げられる訳ではないんですけども、災害に関してはガイドライン素案の中で序章-6になります。p5の下の方からへの今後さらなる取り組みが求められる分野等ということで余暇や観光というところ、それから観光客の来訪が想定される施設のバリアフリー、その直下に緊急時・災害時の備えに関するバリアフリー、まあ文章的にはこういう表現にはさせていただきます。今まで載せていなかった視点を新たにこういう表現で入れましたということと、巻末の参考資料で機関部局が定めている内容とかをですね、こういうものがありますよということのご紹介をしたいという風には考えておるところでございます。

○田中会長

はい、よろしいですか。はい、ありがとうございました。他にご意見ございますか、ご質問。

○委員

私も普段知的障がい者の支援をしておりますけれども、今回ですね、知的障がいの項目も追加していただいたこと感謝申し上げます。この中で、聞くこと、伝えること、理解することに困っている状況ということですけども、条例のガイドラインのスケジュールを見ますとですね、来年の2月にパブリックコメントというのが書かれております。前回の改正のときもパブリックコメントをしたと思うんですけども、このパブリックコメント非常に難しい。大阪府にホームページに載りましてパブリックコメント実施されるわけですけども、容易に理解できない。この際思い切って2種類のパブリックコメントをお願いできないかなという風な提案になります。つまり通常のパブリックコメントとやさしいパブリックコメントの2種類でございます。分かりやすく書いたそういう風なものを、特に知的障がいの人、知的障がいの人でもですね本当は障がいの軽い方のほうが圧倒的に多いんです。簡単な漢字であれば分かるんですけども、文字が読めるという方が結構おられます。ぜひこれはお願いしたいという風に思っております。来年施行されます障がい者差別解消法の関係で国の各省庁で、対応シートというか対応要件についてのパブリックコメントがされていますけども、通常、漢字のルビ振り、2種類のパブリックコメントが出てくるんです。ただ、単にルビを振っただけというような内容になっておまして、そうではなくて、こ

の情報をもう少し分かりやすく表現したようなやさしいパブリックコメントをこのプロセスの中で取り入れられないかということをおもっています。ちょうど勉強会のほうでもですね、育成会で作成しました「分かりやすい情報提供ガイドライン」というガイドラインをつくっておりますので、このガイドラインに従ってこのパブリックコメントをぜひ一度大阪府ではじめてですね、通常のパブリックコメントと分かりやすいやさしいパブリックコメントの取り組みをぜひ一度お願いしたいなという風に思っております。

○田中会長

はい、ありがとうございました。パブリックコメント自体も福祉のまちづくりのモデルになるようなやり方でやらないといけないというようなご意見かと思えます。事務局いかがでしょうか。

○事務局

そうですね、ありがとうございます。ガイドラインを先般頂戴いたしまして、我々も参考にさせていただいているところでございます。それを踏まえましてですね、このガイドラインそのものが分かりやすくと言いながら、量が多くて中身も濃くてというところで、おそらく更訂自体が簡潔に分かりやすくお分かりいただけるかなというところかなと思えますが、ちょっとどのような対応が可能かということも一度考えさせていただいて、スケジュールは一番最後にとっておりますので、ご説明はさせていただいておりますけれども、通常我々が手続きをするのに2パターンあるということはどういう形にさせていただくのかということも含めて検討させていただければと思えます。内容についてもご相談させて頂くことになると思えますので、部会なんかでもお話をさせていただくことになると思えます。よろしくお願ひします。

○田中会長

ありがとうございます。今、部会でというお話ありましたが、部会の委員でないメンバーもいらっしゃいますが、意見等につきましてはまたご質問等含めまして、本日のガイドラインの作成も含めまして事務局のほうにどんどんしていただきたいなと思えますので、どうぞよろしくお願ひします。今日、時間の都合で、せっかくの意見いただくのは中々難しいと思えますが、せっかくですからこの際何かご意見、ご質問していただくことありますでしょうか。いかがでしょうか。どんなことでも結構です。大きいことでも。よろしいでしょうか。先ほども申し上げましたが、この審議会の運営にあたっては、部会においてさらにもっと具体的な検討を進めていくという前提で概づけております。ガイドラインの内容につきましてもっと細かい話のレベルまで整合性をとっていくということも大事かと思えます。そういう意味で先ほど申しましたように、資料3のほうに相当詳しいご意見もあります。おそらくこのご意見にすべてイエスではなくて、むしろこういう点をもう少し考慮した上で意見として採用すべきだとか、むしろこうしない方がいいんじゃないとか、あるいはいわゆる対案があったり、かなり複雑になるかと思えますが色々な方から、色々な立場からご意見いただきまして、少しでも良いガイドラインに近づく努力をする必要があると思えます。今後もぜひ積極的なご意見をいただきたいなと思えます。そしたら、最後ご意見ございませぬでしょうか。よろしいですか。

○条例ガイドラインの検討スケジュールについて（府より資料2を用いて説明）

○田中会長

はい、ありがとうございました。ただいま資料2のスケジュールをご説明いただきましたけども、何かご質問ありますか。はい、ありがとうございました。そうしましたら、スケジュールに

基づきまして、進めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○委員

何回もすいません。ガイドライン関係が終わったところで、私の別件なんですけれども、ひとつは条例化への検討課題として、前回ということはもう数年やっている話なんですけれども、視覚障がい者の方のエスカレーター誘導をどうするかということ。これは課題として多分記録に残っていると思うんですが、かなり今回議論した上で時期尚早としたんですね。その件なんですけど、まあ問題提起です。最近、色々な世界各地といいますか、先週ぐらいですね、香港なんですけれどもしっかり誘導しております。その代わり誤進入機、誤進入防止の自動ブザーなど様々な工夫をしている。ただ完璧なものというのはいいかと言われると、99%の安全性まではちょっと私も難しいかもしないんですが、この問題については再度、結構ヒアリングをした結果も事故が起こったということは聞いてないんですね。国の法律でもしたらいけないとは書いていない。国としてはもちろん推奨しておりませんので、ガイドラインにはそういった記述をしないようになっておりますけれども、あくまでガイドラインはガイドラインでありまして。我々自治体としてはそういう風なこともできると、検討等々もう一回本気でやってもいいんじゃないかと思いません。それからもう一つは差別解消法なんですけど、差別解消法はこの審議会では密接に協力しながらやっていかなければならんと思うんです。しかしながら私もその状況が一体どうなってるのか、そこでどういったことが話題になっているのか。ひょっとしたらこの審議会として考えなきゃいけない問題が相当あるんじゃないかと思うわけですが。報告が無いと。それはやっぱりまずいじゃないかと。しっかりと進行状況、もしここで時間が12時までであるとすれば3、4分でもいいから、府としてどんなことをして検討しているのか、市町村としてはどんなことをやっているのか、その中で出てきた話題はなんなのか、まあ時間がある限りでいいんですが議論して、私たちはその議論を重く受け止めた上で、その特にこの施設整備と心のバリアフリーを進めている立場から、条例の立場から解消法の議論も検討する必要があるんじゃないかと。それが2つ。それから3つ目がバリアフリー法の基本構想の話なんですけど、この期に及んでまだおやりになっていない特に1日3000人以上の乗降客がいるにも関わらず手を付けていない駅がまだあるわけですね。これは非常によくない。国の方針としても掲げているものに対して対応できていない。まあ大阪府下はかなり進んではおりますが、それ一体なぜできていないのかもやはり明らかにしていく必要があるんじゃないかと。特に痛感しますのが2006年の建築物を入れたバリアフリー法に改正したわけですが、建築物を入れたわけですね。当然ですけどもそれまで検討していなかった建築物に関する基本構想ですね、改善計画をこれを追加して、追加版として挙げないといけないにも関わらず、これをいまだにやっている自治体がほとんどない。逆に良い例を挙げますと、高槻市はしっかりと条例で建築物を含めて、一応問題提供ぐらいでしたら豊中市もしておりますけれども、ほとんど肝心の建築物が検討を行えていない。これはぜひ、この条例を担当しているこの大阪府におきましても、基本構想がどれくらい進んでおるか、~~○○~~その中で建築物を入れているかどうか、それから建築物の中でも国宝に出しております国の基準が満たされているかどうかだけでなく、国の国宝の基準と同時にこの我々の条例をちゃんと満たしているかのチェックもこの基本構想のときにやらなきゃいかんと、誰が考えても分かることです。それちゃんとやっているところが非常に少ないんで、それをウォッチしておくということをしていただきたい。あるいは促進していただきたい。そういうことをお願いしたい。これが私問題提起したいと思いません。

○委員

よろしいですか。今みたいな話の1番最初のこと、エスカレーターですね、これもういつも言

うてますけれども、信書にも出しております。全盲の人がやっぱりエスカレーターに乗りたいうとるんで、私信書にも出しておるんですよ。そうすると、その辺はできないみたいな感じですね。それから今言われたように国は認めてないけど、大阪府ではどうかこう都合がつかいませんか。大阪府独自でというか。やはり全盲の人はエレベーター1人でとなったらどうも不安で、エスカレーターやったら人もいっぱいおるし、乗る所も降りる所も分かるんやから。その乗り降りする所に点字ブロックでも置いといてくれたらええんちゃうかという話があります。それとも一つ、ついでですけどね、さっき言われましたけども、弱視と全盲の違い。弱視はね、門真市でも体育館ができるんですよ。私本当然おうと思ってるんですけどね、25日説明会があるから。その階段もね、やっぱり弱視の人は分かりやすい色にしてくれと言いたいと思ってるんですよ。だからこういうこともやっぱり直接毎回言うことですから、どうかなんとかと思いますけれどもね。以上です。

○事務局

3点、エスカレーターの誘導の話ですけども、国の公共交通の移動等円滑化基準においては優先順位としては、エスカレーターというのは、エレベーターかスロープがまず優先されてその次という位置づけになっておりまして、必ずしも優先順位で誘導すべきとはなっていないというのが実態でございます。そこを事業者さんの理解のもと、駅構内についてはそういう位置づけを、ちょっと大阪府単独ではなかなかしづらいというのは確かにあります。ただそれ以外のところについて、まちづくりの関係で国の基本構想のエリアの中での経路において、エスカレーターが存在する場合にそこへ誘導するかどうかという議論は、やはり視覚障がい、全盲の方にとっては便利な施設であると、エスカレーターは便利なものであるという前提のもと、事業者も入っていただく中で、そういう誘導でやっていこうという風な決め事がなされるべきではないかと。私どももその趣旨は非常によく理解できますのでね。今これだけエスカレーターが普及してまして、そこに円滑に誘導した方が利用しやすいという声は非常に分かります。なので、そこを事業者、施設を管理されている方のお声も必要だと思いますので、そういった全般の話をまとめていく必要があるのではと。ただ私どももこの間気がついたのですが、交通エコロジーコミュニティ財団さんが今まさにおっしゃった話のエスカレーターの誘導についてということのちょっと研究をされているようです。2カ年ほどかけてそういうことも、実際の駅の構内などで視覚障がいの方も実際おかれて研究を行ってございまして、その研究の中でアウトプットなども国がどうされようとしているかもあるんですけども、我々もそういったものを注視していきたいなと思っておりますので。一足飛びに基準にしましょうというのは中々しづらいところがあるんですけども、非常に便利なものであるという認識はしていきたいなと思っております。まずそれが1点です。

○委員

補足すると、すでにムービングウォークに関しては札幌の新千歳空港ではそれやっていますし、誤進入ブザーを地元業者さんに開発してもらってやってるわけですね。事例もでてきてますし。それからエコモの研究ももちろん私存じ上げておりますが、それはそれですし、府は長期課題としてせっかく挙げてた柱ですので。今この場ですぐその方向でとできないのは理解しています。忘れちゃいけませんよと。

○事務局

はい、ありがとうございます。

○田中会長

すいません、今の件なんですけど。勉強会や部会の中でも話があって、どうしようかということで明確な方向性が出てないと思います。今ご紹介がありました交通エコモ財団も含めて、これは大阪府だけの問題じゃなくて、全体としてどうするかという重要な問題だと思うんですね。だから今すぐ結論出すわけにはいきませんが、あくまで安全にどうやって確保するのかということが基本的になって、何でもいからエスカレーター乗ったらいいという話しではないと思うんで、それも含めて今回のガイドラインの中にどこまで使えるかということがありますが、時間の許す限り議論するというのでこの場はお許しいただいたらと思いますがいかがでしょうか。それから2つ目、3つ目の委員からのご提案なんですけど、今日の議事の中で私の方からもご提案しましたが、今日はガイドラインだけの話じゃなくて、審議会として今後大阪府の福祉のまちづくりをどうやって進めるのかという大きな課題があって、こういうことも大事だから忘れてはいけないよという話もどんどん出していただいていますね、頭の中にそれもふまえた上でガイドラインは着々と進めていくという風な話かと思えます。ということで今後も審議会として非常に重要な先ほどの差別解消法であるとか基本構想であるとか、具体的にそれをどう受け止めて進めていくのか、その辺りを今後とも審議会の重要な作業項目として忘れないで取り上げて、積極的に取り組んでいくということで、みなさんの合意を得たいと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

○委員

差別解消法は府は動いてるんですか。一言でいいんでお願いします。

○障がい福祉室

はい。障がい福祉室でございます。差別解消法については来年4月から法律が施行されるということになっておりまして、我々障がい福祉室の中に、附属機関であります障がい者施策推進協議会という協議会がございます、それをもとに障がい者の差別解消のための部会を昨年度から設置をして議論を進めてきております。昨年度につきましては、この法律の中で不当な差別であるとか合理的配慮の提供といったところがこの法律の柱になっておるんですけども、そういった内容を分かりやすく府民の方々に示すためのガイドラインっていうものを昨年度はつくってございました。今年度につきましては来年4月施行に向けて、実際にそういった差別が生じたときの相談体制について課題解決のための相談体制について議論しておりまして、先月の推進協議会のときに部会の取りまとめということでご報告させていただいたところです。今後については実際にそういった相談支援体制の実効性っていうのを確保していくために、どういった手段があるのか、例えば条例であつたりだとか、もし条例が必要であれば、どういう内容であるのかというところを今後事務局でも検討していくところとなっております。

○委員

そういう動きは各市町村でもやっていると考えてもいいんですか。

○障がい福祉室

そうですね。一応市町村のほうでも具体的に来年4月施行ということは周知されておりますので、市町村の中で検討されているものと認識はしております。

○委員

本来ならば自治体。やっているんですね、それぞれ。

○障がい福祉室

すべてをちょっと把握しているわけではないんですけども、市町村とやり取りしている中でこれをどういう風にやればいいのかという質問もきておりますので、そこは検討いただいているということで認識はしております。

○田中会長

はい、ありがとうございました。以上で議事を終えたいと思いますが、今日は大変重要かつ基本的なことを判断していただきありがとうございました。今後ともこの審議会で検討を進めてまいりたいと思います。ありがとうございました。それでは長時間にわたりましたが、今日の審議会を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○山下住宅まちづくり部技監挨拶

技監の山下でございます。本日は長時間にわたって議論いただきありがとうございました。また審議会に先立ちまして5月、6月、7月の勉強会では多くの方参加いただきましてありがとうございます。機械的に提供するマニュアルから発展しまして、考え方から解きほぐすガイドラインにしようという思いがございまして、その形が徐々に現れてきたかなという風に思っております。また本日会場からガイドラインの大きなフレームの議論をしようということで、平時だけではなくて災害時の問題であるとか、あと認知症を含めた方のニーズの問題であるとか、やさしいパブリックコメントとかですね、そういった大きなフレームの議論をしっかりとさせていただきたいと思っております。本日多くの方にまた最後問題提起をいただきました。この件、忘れずに次回の審議会で検討したいと思っております。本日、多くの委員の方に貴重なご意見、大阪府として事務局、それから幹事以下ともども全力をつくして前へ進めるようにがんばってまいりますのでみなさまのお力添えをよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。